

国際会議開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市内で開催される国際会議の主催者に対し、その開催経費の一部を助成することにより、国際会議の誘致促進を図り、経済、産業、学術、文化、国際交流の振興に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす国際会議とする。

- (1) 主たる会場が名古屋市内であること。
- (2) 経済、産業、学術、文化、国際交流の振興に寄与するものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- (5) 開催会場における総参加者数が300人以上で、そのうち海外参加者数が50人以上であること。
- (6) 参加国数が3カ国（日本を含む）以上であること。
- (7) 会議の日数が、3日以上であること。
- (8) 開催年度を含めて過去5ヵ年度以内に本助成を受けていないこと。
- (9) 名古屋市から補助金等の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、前条の会議にかかる経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 会場借上費
- (2) 印刷製本費
- (3) 広報活動費
- (4) 会議運営費（招聘旅費を含む）
- (5) 事務局費
- (6) その他、(公財)名古屋観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という）が適当と認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表1および2に掲げる額を限度とし、かつ前条の助成対象費の10%以内（千円未満端数切捨）とする。

(助成金の予約申込)

第5条 助成金の交付を受けようとする国際会議主催者（以下「申請者」という。）は、開催前年度の4月30日までに、国際会議開催助成金予約申込書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(審査会等)

第6条 助成金の適正な運用を期するため、理事長は、助成金の予約申込があったときは、別に設置する国際会議開催助成金審査委員会（以下「審査会」という。）の意見を聞いて、第2条に定める要件を満たす国際会議であるかを決定し、助成上限額を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 申請者は、原則として会議開催予定日の3ヶ月前までに、国際会議開催助成金交付申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の申請があったときは、予算の範囲内において、助成金の交付決定を行う。

(交付決定通知)

第9条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、国際会議開催助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 申請者は、申請書提出後に、開催計画、収支計画等の申請内容を変更しようとするときは、軽微な変更である場合を除き、変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、会議終了後すみやかに、事業実績報告書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、第8条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、国際会議開催助成金確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第13条 申請者は、前条の通知を受けたときは、国際会議開催助成金支払請求書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金の交付申請があったときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消又は助成金の返還)

第14条 理事長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部の取消、もしくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は助成金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。

(遅延利息)

第15条 申請者は、前条の規定に基づき助成金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(検査等)

第16条 理事長は、助成金の適正な運用を図るため、必要があるときに申請者に対して報告を求め又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(関係帳簿等の整備保存)

第17条 申請者は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から、5年間、関係帳簿及び証拠書類を整備保存しておかななければならない。

(その他)

第18条 この要綱の定めるもののほか、助成の実施に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年度開催の国際会議に関する取り扱いについては、別に定める。
- 2 この要綱は、平成13年2月28日から施行する。ただし、平成14年度助成対象会議の申し込み予約期限については、別に定める。
- 3 この要綱は、平成17年3月15日から施行する。
- 4 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年度助成対象会議の申し込み予約期限については、別に定める。
- 5 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 8 令和3年度内に開催される交付決定済み会議については、その開催期間の全部又は一部において、参加予定国に、出入国管理及び難民認定法第5条1項第14号に基づく日本への上陸拒否の対象国が含まれる場合に限り、海外参加者数を要件とせず、開催会場における総参加者数が150人以上であることを条件に、別表3の区分に応じた限度額を上限として、助成対象経費の10%以内（千円未満端数切捨）を交付するものとする。
- 9 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 10 令和4年度内に開催される交付決定済み会議については、その開催期間の全部又は一部において、参加予定国に、出入国管理及び難民認定法第5条1項第14号に基づく日本への上陸拒否の対象国が含まれる場合に限り、海外参加者数を要件とせず、開催会場における総参加者数が150人以上であることを条件に、別表3の区分に応じた限度額を上限として、助成対象経費の10%以内（千円未満端数切捨）を交付するものとする。
- 11 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第4条関連、参加者数に応じた限度額）

開催会場における総参加者数 (海外参加者数)	限度額
300人以上（50人以上）	1,000千円
600人以上（100人以上）	1,500千円
1,000人以上（150人以上）	2,000千円

別表2（第4条関連、参加者数に応じた限度額）

開催会場における総参加者数 (海外参加者数)	限度額
2,000人以上（500人以上）	10,000千円

ただし、別表2に掲げる会議については、平成29年4月1日以降に開催地が決定したものを対象とする。

別表3（附則8関連、参加者数に応じた限度額）

開催会場における総参加者数 (海外参加者数)	限度額
150人以上	100千円
300人以上	200千円
600人以上	400千円
1,000人以上	700千円